

文教大学休学及び復学に関する取扱い規程

(趣旨)

第1条 この規程は、文教大学学則第7条、第29条、第30条、第31条、第32条、第39条、第40条、第41条及び第42条に基づき、学生の休学及び復学の手続等について定める。

(休学)

第2条 疾病その他の理由により引き続き3か月以上出席することができない者は、休学することができる。

2 休学する場合は、その理由を明らかにし、保証人連署の休学願を大学事務局学事部に提出しなければならない。

(許可)

第3条 休学は、所属学部教授会の承認を得て学長が許可する。

2 休学は、年度又は同一年度内の学期ごとに許可する。

(手続き)

第4条 休学手続は、年度又は学期ごとに休学願を提出し、併せて学納金を納入しなければならない。

2 疾病の場合は、診断書を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、以下の条件を全て満たし、年度を跨いで2学期以上連続して休学する場合は、休学開始年度の手続時に翌年度以降の手続を併せて行うことができる。

(1) 休学開始から、その翌年度以降も継続して休学となることが明らかな場合

(2) 前号及びその理由を証明する公的な書類が提出できる場合

第5条 春学期に休学を希望する者は前年度の3月20日までに、秋学期に休学を希望する者は8月末日までに休学願を提出し、学納金を納入しなければならない。ただし、やむを得ない正当な理由がある場合には、春学期は休学する年度の4月の第2水曜日まで、秋学期は9月の第2水曜日まで手続を猶予することができる。

2 前条3項により複数年度に跨り休学を希望する者は、休学開始年度の手続において、翌年度以降の各年度又は学期の休学願の提出及び学納金の納入を併せて行うことができる。

3 前項により複数年度に跨って希望された休学は、年度ごと又は学期ごとに許可する。

(復学)

第6条 復学を希望する者は、保証人連署の復学願を大学事務局学事部に提出しなければならない。なお、疾病による休学者が復学する場合は、疾病回復の証明書を添付しなければならない。

第7条 復学する年次は、当該学生の休学期間にかかわらず、入学した年度から通算した年次とする。ただし、進級規程等に別に定めがある場合は、これに従うこととする。

(学納金)

第8条 休学期間の授業料及び実験実習費は、これを免除する。

- 2 休学期間が1学期の場合の授業料及び実験実習費は、年額の2分の1とする。
- 3 休学期間中の教育充実費は、休学期間が1学期の場合は年額の3分の1を、1年間の場合は年額の3分の2を免除する。

第9条 学期の途中から休学する者は、授業出席の有無にかかわらず、当該学期の授業料、実験実習費及び教育充実費を納入しなければならない。

第10条 復学後の授業料、実験実習費及び教育充実費は、復学した年次の金額を納入するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。